

法務局からのお知らせ

商業登記規則が改正され、オンライン申請がより便利になりました

- オンライン申請の場合には、印鑑の提出は任意です。
- オンライン申請と同時で、印鑑届出もオンラインで可能です。
- オンラインで、商業登記電子証明書の発行を請求いただけます。
- 使用できる電子証明書の種類が広がりました。

詳細は、法務省ホームページへ

法務省 商業登記 改正



登記手続案内（登記相談）について

- 手続案内は予約制です。
- 1回20分、電話のみでの対応となります。
- 予約電話番号 095-826-8127

※ 登記手続案内は、申請前の書類に不備がないか審査するものではありません。

法務局のホームページでは、主な登記申請書の様式等を掲載しています。

登記申請に当たっては、あらかじめ、様式を確認していただくよう

お願いします。

法務局 商業登記



長崎地方法務局登記部門 〒850-8507 長崎市万才町8番16号 TEL095-826-8127（代表）

法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>